

# 指定短期入所生活介護事業 指定介護予防短期入所生活介護事業 重要事項説明書

ショートステイ香久山インパレス

- 1 事業所 名称 特別養護老人ホーム 香久山インパレス  
所在地 奈良県橿原市戒外町7番地

## 2 事業の目的

社会福祉法人松福会が開設する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業ショートステイ香久山インパレスが行う、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、適正な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

## 3 運営方針

利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の生活全般にわたる介助及び関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター等との綿密な連携を図ることにより、利用者の心身機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

## 4 職員の職種・職務内容 ※併設する指定介護老人福祉施設を含む

### (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所に勤務する職員の管理及びショートステイ利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

### (2) 嘱託医 1名（嘱託医）

医師は、利用者の医学的健康管理及び診察等の処置を行う。

### (3) 生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員は、ショートステイ利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握と適切なサービスが提供されるよう、家族や居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (4) 介護職員 31名以上  
利用者の要介護（指定介護予防短期入所生活介護については要支援）状態の軽減又は悪化の防止のため、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行う。
- (5) 看護職員 3名以上  
利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のため、適切な看護等の処置を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上（常勤）  
利用者の栄養並びに身体の状態、嗜好を考慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資するための献立作成及び給食の指導業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う。
- (8) 調理員（業務委託）  
利用者の食生活の維持向上を図るための給食調理全般の業務。
- (9) 事務員  
必要な業務を行う。
- (10) 医師・看護師等の医療に関する免許を有しない者  
厚生労働省の通知により、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について、行うことが可能な行為を別紙2（契約書参照）に定め、それを実施することができるものとする。

## 5 利用定員

- 20名 特別養護老人ホーム香久山インパレスの空床を利用してショートステイを実施する場合は、併設ショートステイの利用定員とは別に特別養護老人ホーム入所者と合算して80名以内とする。

## 6 営業日及び営業時間

- 営業日 365日
- 営業時間 24時間

## 7 業務内容

- (1) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の作成
- (2) 介護サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談援助
- (7) 介護方法の指導
- (8) 入浴サービス
- (9) 送迎サービス

## 9 利用料の支払い方法

ご利用料は、利用最終日に現金にて事務所窓口または送迎時にご精算いただきます。

### 10 キャンセル料

- (1) 利用予定日の前日午後6時までに申し出があった場合  
無 料
- (2) 利用予定日の前日午後6時までに申し出がなかった場合  
利用予定期間の自己負担相当額

### 11 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 事業者及び職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1（契約書参照）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として 明記されていることから、情報提供を行うこととします。
  - 一、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - 二、 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
  - 三、 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - 四、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
  - 五、 生命・身体の保護のため必要な場合  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- (2) 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

### 12 緊急又は事故発生時の対応

事業者は、緊急又は事故発生時に利用者に対し、速やかに医療従事者と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族への報告等必要な措置を講じます。

### 13 非常災害時における対策

- (1) 施設サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は、入所者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

### 14 通常の実施区域

橿原市、桜井市

## 15 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 16 第三者評価について

第三者評価実施状況 なし

## 17 記録の保存について

施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

## 18 苦情申立の制度

提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じます。

### <受付窓口>

特別養護老人ホーム 香久山インパレス

電話番号 0744-29-5001

時間 午前8時30分～午後5時30分

担当 大元 佳孝

奈良県国民健康保険団体連合会

住所 橿原市大久保町302番地1（奈良県市町村会館内）

電話番号 0120-21-6899

時間 午前9時00分～午後5時00分（但し、土・日曜・祭日除く）

橿原市長寿介護課

住所 橿原市内膳町1丁目1番60号（橿原市役所分庁舎2階）

電話番号 0744-22-8108

時間 午前8時30分～午後5時15分（但し、土・日曜・祭日除く）

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉 住 所 奈良県橿原市戒外町7番地

---

事業所名 社会福祉法人 松 福 会  
介護老人福祉施設  
香久山インパレス

---

説明者氏名 ⑩

---

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に同意し、確認いたしましたので署名いたします。

〈利用者〉 住 所

---

氏 名 ⑩

---

〈代理人〉 住 所

---

氏 名 ⑩

---

(利用者との関係 )